
南相馬市

第三次総合計画

基本構想（案）

令和4年10月

南相馬市

目次

基本構想(案)	1
第1章 基本構想	3
1 基本構想とは	3
2 新たな基本構想の目標年と計画期間	3
3 基本構想策定の背景	4
4 まちづくりの基本的な考え方	7
5 土地利用の基本的な考え方	13
6 計画の全体像.....	15

基本構想 (案)

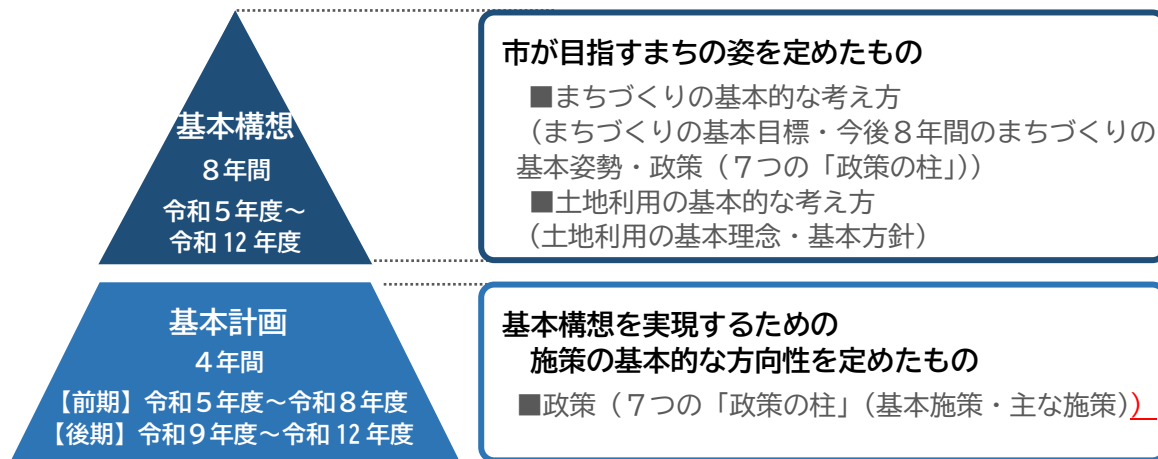
第1章 基本構想

1 基本構想とは

総合計画は、総合的かつ基本的な指針である最上位計画で、「基本構想」、「基本計画」で構成しています。基本構想は、本市のまちづくりの基本的な考え方及び土地利用の基本的な考え方を示すものであり、基本計画は、基本構想に示す政策実現のための手段を具体的に示したものです。その他「実施計画」は、市内部の計画として、基本計画で示す施策の目標実現のため、具体化させたものです。

本市では、東日本大震災（以下「震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）から12年目を迎え、ハード整備を中心とした復旧事業等は概ね完了していること、市民意識調査の結果からもこれまでの復興施策に対し一定の評価を得ていること、復興が進むとともに新たな課題も発生していること、近年の変化が著しい社会情勢等への迅速かつ柔軟な対応が必要であることなどから、今回、より時代に沿った計画とすべく、令和5年度を始期とする新たな「南相馬市第三次総合計画」（以下「第三次総合計画」という。）を策定することとします。

● 計画の構成 ●



2 新たな基本構想の目標年と計画期間

時代の流れが速い中、国の「第2期復興・創生期間」等との連携や国際的な目標である持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成期限、市長任期と計画期間を連動させることで実効性等を確保するため、「第三次総合計画」の計画期間については、令和5年度を始期とし、新たな「基本構想」は令和12年度までの8年間、「基本計画」は前期・後期それぞれを4年間の計画期間とします。

基本構想（案）

● 計画の期間 ●

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
前計画	10 年計画のため、基本計画と終了年度の 2 年差が生じる												
	第二次基本構想（10 年） 2015～2024 年度												
	復興の加速のため、5 年計画を 4 年計画に前倒し												
	前期	後期基本計画（4 年）											
今期計画					2 年前倒し 令和 4 年度 策定	第三次基本構想（8 年）							
						前期基本計画（4 年）			後期基本計画（4 年）				
						第三次国土利用計画（8 年）							

● 関連項目 ●

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
関連項目				第 2 期復興・創生期間（5 年間）				原子力災害被災地域における取組の継続					
				福島県総合計画 計画期間									
	SDGs 達成期限												

3 基本構想策定の背景

■ 第一次総合計画

本市は、平成 18 年 1 月 1 日、旧小高町、旧鹿島町及び旧原町市の 1 市 2 町が合併し誕生し、平成 20 年 3 月に「南相馬市第一次総合計画（以下「第一次総合計画」という。）」を策定し、「ともにつくる 活力に満ちた 安心で潤いのある南相馬」を将来像に掲げ、「持続可能な自治体」として、50 年後、100 年後も、未来の市民が、南相馬市に住んでいてよかったというまちづくりを進めてきました。

■ 復興計画

震災と原発事故からの復旧を果たし、更なる地域の発展も図るため、平成 23 年 12 月に「南相馬市復興計画（以下「復興計画」という。）」を策定し、「心ひとつに世界に誇る 南相馬の再興を」をスローガンに多くの市民が帰還し、原子力災害

を克服して、安全・安心の南相馬市となるよう市民・行政が一丸となって取り組んできました。

■ 第二次総合計画

第一次総合計画及び復興計画の策定時から本市を取り巻く環境が大きく変化していたことから、平成27年1月に第一次総合計画及び復興計画を見直し、「南相馬市復興総合計画（以下「第二次総合計画」という。）を策定し、「みんなでつくる かがやきとやすらぎのまち 南相馬」を将来像に掲げ、本市の更なる発展と基礎をつくり、すべての市民が幸せを実感できるまちづくりを進めてきました。

■ 第二次総合計画後期基本計画

居住人口が急激に減少した旧避難指示区域の再生や福島県が本市で整備を進めていた福島ロボットテストフィールドの活用など、重点的かつ緊急に取り組む事業が生じていたことから、第二次総合計画前期基本計画を検証するとともに、1年前倒しをして、平成31年3月に「南相馬市復興総合計画後期基本計画（以下「第二次総合計画後期基本計画」という。）を策定しました。

また、政策目標に「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らし続けるために～」を掲げ、震災と原発事故という未曾有の大災害を乗り越え、もう一度自信を取り戻すこと、こどもたちが故郷に誇りを持ち、この地で何代も営みが続くまちづくりを目指し、本市の礎を築いた先人に感謝し、今を生きるだけでなく、10年、100年先を見据えたまちづくりに取り組んでいます。

なお、第二次総合計画を策定した後、当該計画期間中においては、予想することもできなかった相次ぐ大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大、少子化対策など、新たな緊急的な課題等に全市を挙げ取り組んできました。

■ 震災と原発事故から12年目を迎え、新たに生じている課題

震災と原発事故から12年目を迎え、本市の復旧・復興は着実に進んでいます。一方で、震災と原発事故で拍車がかかったこどもや若者を中心とした人口減少に加え、出生数は減少傾向にあり、今後更なる高齢化の進行が見込まれる中、少子化対策や子育て支援、移住定住の促進、不足する医療・福祉分野等の人材確保など、急激な少子高齢化への対応が求められています。

基本構想（案）

また、ALPS処理水の海洋放出という方針を国が決定したことによる更なる風評が懸念される中、水産業をはじめ農林業や観光業・商工業・サービス業に携わる事業者等が安心して事業継続できるよう風評払拭に向けた取組を推進することが必要です。

さらに、福島イノベーション・コースト構想を基軸とし、地元企業の振興、福島ロボットテストフィールドと福島国際研究教育機構等との連携を強化しながら、産学官連携や新産業の集積・振興、持続可能な産業の創出が重要な課題です。また、令和元年東日本台風及び令和4年3月の福島県沖地震など度重なる自然災害等への対応などが求められています。

加えて、今なお収束が見えない新型コロナやSDGsやデジタル変革（DX）（以下「DX¹」という。）、ロシアのウクライナ侵攻による社会・経済活動への影響など、世界全体が大きく変わろうとする中で、これらにも適切に対応していく必要があります。

■ 新たな課題に対し、現在、本市が求められていること

本市が、新たな課題を解決するとともに、震災と原発事故から更なる復興・再生を成し遂げるためには、将来を見据えた「持続可能なまちづくり」の実現が必要です。

このため、本市誕生から16年、さらに震災と原発事故から12年目という歩みを大切にしながら、今まで積み重ねてきた努力の成果をかたちとし、次の世代へしっかりと「つなぐ」こと、互いに思いやり、「よりそう」こと、前例に捉われない柔軟な発想を持つとともに、様々な困難を飛躍の機会と捉えるなど、何事にも果敢に「いどむ」ことが今後のまちづくりの基本姿勢として重要です。

■ 今後の持続可能なまちづくりの実現に向けて

平成23年の地方自治法改正によって、自治体における基本構想の策定義務が廃止され、基礎自治体においては、より自治体の自主性の尊重と創意工夫の発揮を促すことが求められています。

また、現在、緊張感を増す世界情勢や新たな感染症への脅威、地球温暖化による気候変動に加え、SDGsの実現に向けて多様な価値観や考え方を尊重し、受容する社会がより一層求められるなど、今後も様々な予測できない事案が発生す

¹ デジタル変革（DX） デジタル・トランスフォーメーション（Digital-Transformation）の略で、「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる概念。

ることが想定される新たな時代を迎えています。

このため、第三次総合計画基本構想においては、従前の「計画期間（8年間）の将来像」から、より「長期的な視点」でまちづくりの目標を設定することで、新たな時代に対応すべく、第二次総合計画後期基本計画の政策目標を引き継ぎ、「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」を「まちづくりの基本目標」とします。

加えて、今後8年間において、市民が震災と原発事故からの復旧・復興を実感できることを目指し、市民等が課題解決に取り組むための「今後8年間のまちづくりの基本姿勢」を掲げながら、「まちづくりの基本的な考え方」と「土地利用の基本的な考え方」からなる「新たな基本構想」を定めるものとします。

4 まちづくりの基本的な考え方

(1) まちづくりの基本目標 『未来の南相馬の姿』

100年のまちづくり ～家族や友人とともに暮らすまち～

100年先の南相馬市～「市民が家族や友人に囲まれながら、安心して暮らすまち」～これが未来の南相馬市を想像した姿です。

私たちの子孫がこの地域で幸せに暮らし、我々が引き継いできた伝統が100年後も引き継がれ、更に魅力が増している未来を想像しています。

南相馬市は、長期的な視点をもって、このような未来を想像しながら、みんなで力を合わせ、まちづくりに取り組んでいきます。

（２）今後８年間のまちづくりの基本姿勢

本市は、未来の南相馬市の姿である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、今後８年間で、市民が震災と原発事故からの復興を実感できることを目指します。

このため、今後のまちづくりを進めるうえでは、今まで積み重ねてきた努力の成果をかたちとし、次の世代へしっかりと「つなぐ」こと、互いに思いやり「よりそう」こと、何事にも果敢に「いどむ」ことが重要です。

これらの考えの下、市民、事業者・まちづくり団体、行政それぞれが、課題解決に取り組むため、次のとおり３つの「今後８年間のまちづくりの基本姿勢」を掲げます。

つなぐ ・ よりそう ・ いどむ

「つなぐ」

本市誕生から 16 年、震災と原発事故から 12 年目という本市の歩みを大切に、今まで積み重ねてきた努力の成果をかたちとし、次の世代へしっかりと “つなぐ” ことで、持続可能なまちづくりを目指します。

「よりそう」

本市の復旧・復興の軌跡の中で生じた、個人の様々な人生観・価値観・慣習などを理解、尊重しつつ、互いに思いやり、“よりそう” ことで、夢や希望を実現できる共生のまちづくりを目指します。

「いどむ」

前例に捉われない柔軟な発想を持つとともに、様々な困難を飛躍の機会と捉えるなど、何事にも果敢に “いどむ” ことで、未来に向かい進み続けられるまちづくりを目指します。

(3) 政策

① 政策の柱

「今後8年間のまちづくりの基本姿勢」に基づき、原子力災害からの復興に加え、持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsなどの視点を踏まえ、次のとおり7つの「政策の柱」を掲げ、取り組んでいきます。

7つの「政策の柱」

政策の柱1 教育・学び

政策の柱2 こども・子育て

政策の柱3 健康・医療・福祉

政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住

政策の柱5 都市基盤・環境・防災

政策の柱6 地域活動・行財政

政策の柱7 原子力災害復興

② 各政策の柱と長期的な計画や取組との関係

各政策の柱と国の「第2期復興・創生期間」や県の総合計画を意識しながら、特にSDGsについては、基本計画の中で、進捗管理を行います。

③ 計画期間

令和5年度から令和12年度までの8年間とします。

④ 各政策の柱の説明

7つの「政策の柱」の説明については、次のとおりとします。

政策の柱

① 教育・学び

人は学ぶことで磨かれていきます。誰もが安心して、いつでも、どこでも学べる環境の充実が求められています。

教育水準の向上と、先人から受け継いだ南相馬の自然、歴史・伝統を生かした教育により、こどもの未来を切り拓く力を高めます。

また、人生100年時代において、より心豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりを推進することにより、誰もが学びたいことを学び続けられるまちを目指します。

政策の柱

② こども・子育て

こどもは地域の宝、未来をつくる希望です。すべてのこどもが健やかに成長し、すべての親が安心してこどもを育てることができるよう、地域で子育てを応援することが求められています。

地域が一丸となって、すべてのこどもの権利と暮らしを守り、こどもが笑顔で暮らせるまちを目指します。

また、出会いから結婚支援や子育て支援、若い世代の移住定住など、全市を挙げて少子化対策などに取り組み、安心してこどもを産み育て、こどもの成長に喜びを感じ、充実した子育てができるまちを目指します。

政策の柱

③ 健康・医療・福祉

市民一人ひとりが地域社会で活躍し、お互いに支え合うことで、誰もが住み慣れた地域で、心身ともに元気で健やかな暮らしを続けられることが求められています。

「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」を進めるうえで、あらゆる政策の基本となるのが、こどもから高齢者まであらゆる世代が健康であることです。

また、急速な高齢化が進行する中で、高齢者や障がい者等が安心して暮らし続けられるには、地域の支え合いや医療、福祉の充実が大切です。

このため、市民の健康づくりの推進、医療・福祉体制の整備や連携の強化などにより、誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指します。

政策の柱

4 産業・しごとづくり・移住定住

産業・しごとづくり・移住定住は、南相馬の活力の源泉です。まちに元気と賑わいを生み出すためには、より一層の地域産業の振興、移住定住の推進が求められています。

本市は、新たなチャレンジを応援するまちです。地元企業の発展を支えるとともに、福島イノベーション・コースト構想の6分野²などを通じて、あらゆる世代や国籍などを超えて、就業機会の創出を図ります。

また、山・川・海の豊かな自然や人馬が共生する文化など、本市の魅力ある地域資源を最大限生かした、観光や移住定住施策を推進するなど、訪れたい・住みたいまちを目指します。

政策の柱

5 都市基盤・環境・防災

すべての人に便利でやさしく、自然と調和しながら、ゆとりとやすらぎをもって、快適に暮らせるまち、また、あらゆる災害に迅速に対応する安全で安心なまちが求められています。

道路網・上下水道の整備や住環境の整備、公共交通の確保、ごみの減量と資源化等を推進し、住みやすいまちを目指します。

また、太陽光発電設備の適切な管理による地域と共生した再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進などによる脱炭素社会の実現、交通安全・防犯の推進など、環境に配慮し、快適に暮らせるまちを目指します。

さらに、災害が激甚化・頻発化する中で、想定を超える災害に対し、しなやかで強靱な地域社会の構築を目指します。

² 福島イノベーション・コースト6分野 同構想では、重点分野として「廃炉」、「ロボット・ドローン」、「エネルギー・環境・リサイクル」、「農林水産業」、「医療関連」、「航空宇宙」の分野におけるプロジェクトの具体化を進めています。

政策の柱

6

地域活動・行財政

将来の予測が困難な時代において、あらゆるリスクに適切に対応すること、誰もがまちづくりの主役になれること、持続可能な行財政運営が求められています。

このため、新たな感染症の脅威など、突発的な事象に対し、機動的に対応します。

また、地域コミュニティの再生・再構築に加え、まちづくりの担い手として、あらゆる場面で市民一人ひとりが成長・活躍できるよう支援します。

さらに、より効率的かつ効果的な行財政運営を推進することで、健全な行財政運営を図り、将来へ向けて持続可能なまちを目指します。

政策の柱

7

原子力災害復興

震災と原発事故から 12 年目を迎えた中で、原子力災害からの復興・再生を一日でも早く成し遂げることが求められています。

国の「第2期復興・創生期間（原子力災害被災地域）」（令和12年度）に合わせ、本市の更なる復興・再生に向けて、国・県等とも十分に連携を図りながら、福島イノベーション・コースト構想を推進します。

また、震災と原発事故により拍車がかかった子どもや若者を中心とした人口減少に加え、出生数の減少傾向を踏まえ、今後、更なる少子化対策や子育て支援、移住定住の促進、地域コミュニティの再生・再構築、不足する医療・福祉分野等の人材確保に取り組みます。

さらに、水産業をはじめ農林業や観光業・商工業・サービス業に携わる事業者等が安心して事業継続できるよう風評払拭に向けた取組を推進するとともに、廃炉作業を安全かつ着実に進めるよう、引き続き、国や東京電力ホールディングス(株)に求めていくなど、原子力災害からの復興・再生を目指します。

5 土地利用の基本的な考え方

(1) 土地利用の基本理念

南相馬市の土地の区域は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた様々な活動を行うための共通の基盤です。また、市民共有のかけがえのない財産として、将来的にも公共の福祉を優先しつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、計画的に利用していくことが必要です。

一方で、土地利用の推進に当たっては、震災及び原発事故による震災以前と同様の土地利用ができない土地が生じていることから、適正かつ合理的な土地利用に配慮しつつ、長期的な展望に基づく総合的かつ計画的な視点に立って、市民の理解と協力のもと、健康で文化的な生活環境の確保と、地域の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

(2) 土地利用の基本方針

① 第三次総合計画の実現に向けた土地利用の推進

本市の最上位計画である第三次総合計画のまちづくりの基本目標である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向けて、SDGsの視点も取り入れながら、土地の利用に関する計画の充実を図り、地域固有の条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進します。

② 土地需要の量的調整³

震災と原発事故による人口減少・少子高齢化の進行により、低・未利用地等の増加が懸念されるため、都市的土地利用⁴については、コンパクトなまちづくりの考えのもと、土地の有効利用・高度利用を一層推進し、計画的に良好な市街地等の形成と再生を図ります。

また、農用地や森林などの自然的土地利用⁵については、農林業の生産活動の場としての役割や、農用地や森林が有する水源かん養機能など自然環境保

³ 土地需要の量的調整 人口や経済動向等を踏まえ、土地の有効利用と維持管理の観点から、自然的土地利用の転換（農地から宅地への変換等）の抑制を通じて、利用区分ごとの配分調整を行うことをいう。

⁴ 都市的土地利用 住宅地、工業地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用をいう。

⁵ 自然的土地利用 農林業的な土地利用に自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもので、都市的土地利用以外の土地利用を総称したものをいう。

基本構想（案）

全機能などの多面的な機能に配慮して、適切な保全を基本とし、都市的土地利用への転換に当たっては、適正な判断のもとで計画的に行います。

③ 土地利用の質的向上

ア 災害に強い土地利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ、事前防災や減災等の観点も踏まえ、安全で安心なまちづくりを推進するため、国土強靱化の取組を推進します。

津波被災地域では、防潮堤や道路の嵩上げ、海岸防災林の一部高盛土整備などの多重防御による防災機能の向上を図る取組を推進します。

令和元年東日本台風等の経験を踏まえ、主要河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、河川改修や堤防強化、土砂浚渫などの取組を推進します。

また、災害に強い道路ネットワークを構築するなど、災害に強い土地利用を推進します。

イ 循環と共生を重視した土地利用

社会経済活動と自然とが調和した資源再利用などによる物質循環、流域における水循環と土地利用の調和、森林の整備・保全、緑地・水面などの活用による環境負荷を低減します。また、再生可能エネルギーの導入に際しては、周辺の土地利用や防災、自然環境や生態系、景観等に配慮しつつ地域との共生を図るなど、循環と共生⁶を重視した土地利用を推進します。

ウ 美しくゆとりある土地利用

安全で快適な居住環境などゆとりある都市環境の形成、農山村地域における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存と活用、地域の個性ある景観の保全・形成を推進します。また、市民等が自然とふれあい、親しみを持ち、憩うことのできるレクリエーションの場の確保など、美しくゆとりある土地利用を推進します。

⁶ 循環と共生 循環とは生物多様性や**社会経済活動**など様々な体系において健全な物質循環が確保されていることをいう。共生とは、健全な生物多様性が維持され、自然と人間との共生が確保されていることをいう。

6 計画の全体像

(1) まちづくりの基本的な考え方

①まちづくりの基本目標 『未来の南相馬の姿』

100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～

②今後8年間のまちづくりの基本姿勢

つなぐ ・ よりそう ・ いどむ

③政 策

7つの「政策の柱」

政策の柱1 教育・学び

政策の柱2 こども・子育て

政策の柱3 健康・医療・福祉

政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住

政策の柱5 都市基盤・環境・防災

政策の柱6 地域活動・行財政

政策の柱7 原子力災害復興

(2) 土地利用の基本的な考え方

①土地利用の基本理念

②土地利用の基本方針